又は許可を得たものにあつては〇・〇〇七一二）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇八五二（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇四三三）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十七年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇七三八（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇七三八）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇八九一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇四四五）を、市場公募都市の平成二十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇七〇七（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇七〇七）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇八四九（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇四二四）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇三九九（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇三九九）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇四八〇（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇二三九）を、市場公募都市の平成二十九年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち13に規定する特別分に係るものにあつては〇・〇〇四三七）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十七年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇四六三（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇四六三）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇五六六（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇二八三）を、市場公募都市の平成二十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇〇一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇一）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇〇一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇一）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇〇一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇一）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇〇一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇〇四）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇〇一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇一）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇〇一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇〇四）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇四六三（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇四六三）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇五六六（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇二八三）を、市場公募都市の平成二十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇〇一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇一）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇〇一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇〇四）を、市場公募都市以外の市町村